若者自立支援活動における「承認」の位置

― A.ホネットの承認論とA.センの潜在能力アプローチを手がかりに ―

作新学院大学人間文化学部　山尾　貴則

1　はじめに

2003年に策定された「若者自立・挑戦プラン」を皮切りに、若者自立支援活動は現在に至るまで切れ目なく実施されてきた。この活動の最終的な目標は若者の社会的自立である。ここで言う社会的自立とはいかなる状態であろうか。この問いに対する回答として、“支援を受ける若者たちが継続的な就労を果たすことが社会的自立である”という見解が提示されるのはごく自然なことであろう。そしてこの観点からすれば、各種の若者自立支援活動の成果ないし効果は、“若者自立支援事業を利用した若者たちがどれだけ就労を果たしたか”という指標から評価されるということになる。この評価のあり方は、それ自体としては決して不適切なものではない。継続的な就労を果たせるようになることが社会的自立にとって重要であることには疑いがない。

ただし、そうした評価のあり方を唯一のものとすることには、注意が必要である。というのも、若者自立支援活動の現場における様々な営みについて、それらの意味と機能をきめ細かに把握するという作業が必ずしも十分には行えないという状況が生じるからである。

若者自立支援活動の現場においては、若者たちは継続的な就労へ向けた具体的な就労支援プログラムの提供を受けているということと同時に、他者から認められるということ、すなわち承認を経験している。この承認という出来事が、若者自立支援活動において重要な意味を持っている。若者自立支援活動の現場においては、この事実が経験的に把握されてきた。

しかしこの承認という出来事は、就労実績という指標からは必ずしも十分に評価することができない。若者自立支援活動においてこの承認という出来事と深く関わっているのは、いわゆる居場所プログラムである。それは、就労体験やPC講座など直接的に就労に資するものではなく、就労に役立つかどうかという観点から評価するということがそもそも難しいものである。では居場所プログラムは評価の対象外の活動として廃止してもいいということになるだろうか。この問いに対しては、若者自立支援活動に携わっている者の多くが否と答えるだろう。しかし率直に言って、その重要性が経験的に把握されていても、それを説得的に説明するという営みが十分になされてきたとは言いがたい。その一方で、就労実績を唯一の指標として若者自立支援活動の成果を評価する動きが強まっており、居場所プログラムに「暗雲」（下野新聞 2014）が立ち込めかねない状況が生じつつある[1)]。

そこで本稿では、この承認という出来事が持つ意味、そして承認を得る場となる居場所プログラムの重要性を説得的に説明できる論理を構築するための作業を行う。その際、以下のように議論を進めていく。まず、2．承認という出来事についてA.ホネットの承認論を手がかりに説明する。3．次に筆者自身が関わっている居場所プログラム「若者ミーティング」における若者たちの様子を紹介し、若者支援自立活動において承認という出来事がどのように生じているのか、その承認にどのような意味ないし機能があるのかをホネットの承認論に照らしながら論じる。4．そうした承認という出来事を正当に評価するための手がかりとしてA.センの潜在能力アプローチに注目し、彼の議論を整理する。5．最後に潜在能力アプローチに基づいて、承認という出来事を評価しうる観点がいかなるものであるか検討する。

2　A.ホネットの承認論

本節では、若者自立支援活動に関わる人々のあいだで経験的に理解されてきた承認の重要性を論じる手がかりとして、まずA.ホネットの承認論を概括し、承認という出来事が若者自立支援活動にとってどのような意味を持つのかを検討するための基礎的な視角を得る。

2.1　情緒的気づかいに基づく自己信頼

ホネットは、イエナ期のヘーゲルが展開した承認論を自らの承認論のベースとしている。その上で、彼はD.W.ウィニコットの対象関係論やG.H.ミードの社会心理学などを議論に取り込み、彼自身の承認論を構築している。

ホネットが承認のあり方として最初に取り上げるのは、「情緒的気づかい」という自他関係から生じるものである。この自他関係はヘーゲルの議論にみられる自他関係のうち、愛情に基づく関係から導き出されたものである。ただしヘーゲルの場合、異性間の感情的

1）　2013年秋に開催された内閣官房行政改革推進本部主宰の「「秋のレビュー」（3日目）若者就職支援に関する事業（地域若者サポートステーション関連事業）」において、地域若者サポートステーション事業の有効性に対して疑義が呈され、ハローワークや生活困窮者支援窓口への統合を求める意見が提出されている。ここでいう有効性とは、言うまでもなく地域若者サポートステーションを利用した若者が就労すること、それも非正規ではなく正規雇用を獲得することである。そうした観点から考えれば、ハローワークや生活困窮者支援窓口の方がより直接的な効果を有すると考えることは可能であるし、そこに地域若者サポートステーションを統合するという考え方も理解できる。しかし、ハローワークや生活困窮者支援窓口においては、地域若者サポートステーションにおいてなかば自覚的に提供される“承認を得る機会”が提供されることは考えにくい。ハローワークや生活困窮者支援窓口の事業はあくまで就労のサポート“のみ”であるからである。また、ハローワークでの面談等を通して、就労のサポート“以前”の課題があると判断された利用者が地域若者サポートステーションへの来所を勧められるという事例も存在する。こうした状況で地域若者サポートステーション事業を廃止することは、ハローワークや生活困窮者支援窓口の実効性を高めるという目的に照らしただけでも問題があると思われる。

な結びつきが特に重視されるというロマン主義的な傾向が強く見られる。ホネットはこの点を拡張し、「何人かの人格のあいだの強い感情的な結びつきからなりたっているかぎりでのあらゆる原初関係」（Honneth 1992=2003：128）[2)]と定義し、「家族内の親子の情動的な関係」（闘争：128）を愛の関係の基礎的なモデルに据える。

その上で、ホネットはウィニコットの対象関係論に注目し、この「情緒的気づかい」の関係を分析する。ウィニコットは幼い子どもと母親との間に見られる「原初的な間主観性」すなわち共生の状態がどのような過程を経て分化し、子どもが実践的な自己を形成するのか、その過程を明らかにしようとしている（闘争：132）。ウィニコットによれば、子どもの生の営みはまず「絶対的な依存性」（闘争：133）の状態からスタートする。つまり母子が「そのつどの他者にたいして個体としての境界線をひくことができず、欲求の充足という点で相互にまったく依存しあっている」（闘争：133）という状況である。

こうした絶対的な依存性は、母親が「赤ん坊との原初的な身体的な同一視が消失しはじめることにより社会に目を向ける領域がふたたび拡大できるようになる」（闘争：134）とき、終りを迎える。それまでの絶対的な依存性の時期においては、子どもは母親と未分化なために、自分自身の衝動と母親の気づかいの関係性を知るべくもなく、また知る必要もない。だが母子が分離し始めると、子どもは実際に母親が短い間不在になるという経験、そして母親の不在に耐えて一人で過ごすという経験に直面する。そうした経験を通して、子どもは自分が母親に依存していることに気づき始める（Winicott：1965=1977：100）。これが、「子どもが自分の独立性に気づく萌芽」（闘争：134）となる。

その時、子どもは母親にたいして破壊を企てる。子どもの破壊という行動は、母親が「「客観的」な現実に属しているかどうかを、赤ん坊が無意識のうちにたしかめようとする合目的的な行動」（闘争：136）である。母親はそうした子どもからの攻撃にたいしてもその存在を危うくされることなく存在し続ける。

こうして子どもは、母親が自らの思いのままになる存在ではないことを認識する。しかし同時に、思いのままになる存在ではなくとも、母親が愛を与えてくれる存在であり、その愛が持続的で信頼できると認識することができるようにもなる。その時子どもは「ひとりでいることへの能力」（闘争：140）を獲得し、自分自身を信頼する。ホネットはこのことを「自己信頼」（闘争：140）と呼ぶ。ここにいたって、子どもは自分自身という存在を、存在してしかるべきものとして承認するようになる。

2．2　認知的尊重に基づく自己尊重

第二の承認としてホネットが取り上げるのは、認知的尊重を通して獲得される承認であ

2)　以下、Honneth 1992＝2003からの引用については（闘争：ページ）と表記する。

る。これは法的承認として語られる。ホネットによれば、情緒的気づかいにおいては「その人格の個体的な独立性」（闘争:144）が承認されるのみであるが、認知的尊重においては、「社会的な共同社会（Gemeinwesen）の成員としてのアイデンティティ」（闘争：105）が承認される。

ホネットはこのことをまずミードの社会心理学を用いて説明する。ミードの社会心理学においては、我々の自我は一般化された他者の役割取得を通して確立するとされる。ホネットの見るところ、一般化された他者の役割取得とは「相互行為のパートナーたちの規範的な態度を内面化することによってパートナーたちを承認する」（闘争：105）ことを意味する。そうした営みを、相互行為の当事者たちが相互に行うことを通して、自他が共に「社会的な共同連関の成員」（闘争：105）となる。

ここでいう相互行為のパートナーたちの規範的な態度とは、例えば眼前の個別具体的な他者の心的傾向などを意味しているのはない。そうではなく、自己と他者が共に属する共同体における一般化された他者の役割、端的に言えば共同体の規範を意味している。このような規範が共有されている集団において、成員は同じ規範を共有する存在として、互いを認め合うことができる。こうした相互承認のあり方を、ホネットは「認知的尊重」と呼ぶ。

そのような相互承認の経験は、成員に「自分が全ての他者から尊重されるにふさわしいから自分自身を尊重できるという意識」（闘争:160）を生み出す。つまり、“同じメンバーである”という同一性をもって、互いを承認し、自分自身が認められるという認識を得ているのである。ホネットはこのような肯定的な自己のあり方を「自己尊重」（闘争：162）と表現している。

2.3　社会的価値評価を通した自己評価

ホネットが最後に取り上げるのは「社会的価値評価」を通した承認である。先の自己尊重の段階においては、共同社会において自らが“共同社会の成員として”承認されることが承認の内実であった。この場合、自己と他者の差違はさしあたり問題にならない。まさに共同社会の成員として同じ扱いを受けることが重視されている。それに対して社会的価値評価においては、人は“かけがえのない”存在として承認されることが必要である。そのためには、自己と他者との差違が明確に示されることが必要となる。そうした差違は「自分の個体的な能力」（闘争：116）から生じるのだが、この能力に関して、ミードは不十分ながら「優越感情」（闘争：118）に関する議論において語っている。ホネットはそう判断し、ミードの議論をまとめている。

ミードは、外科医や弁護士はその職業的な専門性において他者と区別されていることにより、「一定の機能の実現にもとづいた優越性」を正当に表現することができると語る。それはいわば健全な自尊心の表れであり、「エゴイズム」とは異なる。ここでミードは、「機

能的な分業モデル」の下で、「個体に特異な能力がそなわっている」ことをもってその個体を承認するという形式がありうることを主張している（闘争：116）。こうした機能的な分業を前提とした承認形式は、たしかに個々の主体をその個別性（固有の能力）において承認するものとなる。「社会的分業という枠組のなかで自分に割りあてられた機能を「うまく」こなすことで主体にどの程度の承認があたえられるのかということが、個体としての特殊性の意識を十分うながしてくれる」（闘争：118－119）。ホネットは、この種の相互承認を「社会的価値評価」と呼ぶ。

次にホネットは、この社会的価値評価のあり方の歴史的な変遷、すなわち「名誉（Ehre）の概念から社会的な「名声」（Ansehen）や「信望」（Prestige）のカテゴリーへの転換」（闘争：165）という事態へ目を向け、社会的価値評価とは何かということを議論する。

ホネットの見るところ、身分制社会においては「人格の名声がどの程度のものなのかは社会的な名誉の概念によってはかられる」（闘争：165）。この名誉は、身分に付随するものであった。つまりは、身分制社会における個々人の評価は、個々人が有する個別的な能力においてではなく、身分によってなされていた。

しかし身分制と結びついた個人の社会的評価の形式は、「哲学と国家論のポスト慣習的な思考の産物が文化的な影響力を増し、社会統合をもたらす価値信念の地位も脅かされかねなくなってしまう」ような状況が生じるに至って変化した（闘争：167）。近代の幕開けとともに、「身分に特有な生活態度の形態と結びついていた「名誉」」が個人の社会的な価値評価の構成要素としては影をひそめ、代わりに、「名声」や「信望」といったカテゴリーが登場したのである（闘争：169）。

この「名声」や「信望」は、身分と結びついているわけではない。それは「集団の性質ではなく生活史のなかで発達してきた個々人の能力」（闘争：169）に紐付けられるものである。成員は「そのつどの他者の能力と性質を共同の実践にとって意義のあるもののようにみえる価値に照らして、互いに自分を観察する」という営みを行う。その結果として、「名声」や「信望」が生まれることになる。それらは当然の事ながら、個々人の能力に基づいた評価であり、そのような能力を有する存在として、他者を承認するという営みとなっている。

重要なのはこのような能力に応じた評価の機会が成員すべてに対して開かれているということである。すなわち成員は「集団によって等級づけされること」を免れ、「業績や能力の点で自分が社会にとって価値があるという経験をする機会をもつ」（闘争：175）[3)]。こうした状況において成員たちの個々の能力がそのつど正当に評価されるとき、個々人は自分自身を肯定することができるようになる。ホネットはこのような承認のあり方を「自

3) ただし個々人の能力を測るいわばものさしは、不変ではない。成員がもつ能力を認めていくにあたっては、共同体それ自体の価値システムを変更していくという局面が入ってくる。ホネットはこのことを、戦争を例にして説明している（闘争：173）。

己評価」（闘争：173）と名づけている。

3　若者自立支援活動における「承認」の様相

以上、ホネットの承認論を概括した。私たちが自分自身を肯定的に承認するあり方には自己信頼、自己尊重、そして自己評価がある。それらが欠如したり脅かされた場合には、承認の危機が生じる。ホネットの議論を約めて言えばこのようになる。

こうした３つの承認という理論枠組みを踏まえて若者自立支援活動の現場において経験的に把握されている承認という出来事を見たとき、それはどのように分析され、記述されるだろうか。本節では「若者ミーティング」というプログラムを素材として取り上げ、若者自立支援活動における承認の様相を記述していく。

3.1　若者ミーティングの概要

まず、「若者ミーティング」というプログラムについて、ごく簡単に誕生の経緯とプログラムの概要について説明する[4)]。若者ミーティングは2008年４月に開始された、いわゆる居場所プログラムである。その実施主体は栃木県宇都宮市で活動している「とちぎ若者サポートステーション」（以下「とちぎサポステ」と略記）[5)]であるが、若者ミーティングはとちぎサポステのあるスタッフの「あの子たち、雑談が苦手なのよね」という何気ない一言から生まれた。

とちぎサポステに集う若者たちには、他者とのコミュニケーションに多かれ少なかれ困難や不安を抱えた状態にあるものが多い。彼ら彼女らのこうした問題には、「キャリア相談」や「心理面接」など他のプログラムでは必ずしも十分に対応することができない。そこで、まずは他者とともに一定の時間を安心して過ごすことを目的に、雑談を中心とした居心地のいい場を作ることが提案され、特に話題を定めない「雑談的関わり」を中心に置いたプログラムとして「若者ミーティング」が設置されたのである[6)]。

3.2　ミーティングの流れ

若者ミーティングは大きく２つのパートからなる。まず他者と安心して関わることを目

---

4)　山尾（山尾 2015）も参照されたい。

5)　とちぎサポステは、キャリアカウンセラーによるキャリア相談、臨床心理士による心理面接、来所することに困難のある利用者の自宅への訪問サポート（アウトリーチ）、サポステスタッフによる面談、ソーシャルスキルズトレーニング（SST）、職場体験、パソコン講習など、多岐に渡る包括的な若者支援プログラムを用意し、実施している。組織概要及び支援プログラムの概要についてはとちぎサポステのウェブサイト（http://tochigi-saposute.net/）を参照されたい。

6)　設立経緯については村澤・山尾・村澤（村澤・山尾・村澤 2012）および山尾（山尾 2011）も参照されたい。

的として１時間程度の時間を取って、自己紹介（毎回あるテーマに沿って行う：好きな食べ物について語るなど）を行い、次に皆と同じ空間にいることから生じる緊張をほぐし、互いへの関心が持てるようになるよう、簡単なゲーム（アイスブレイク）を行う。その後10分程の休憩を取る。休憩後は１時間程度のフリートークとなる[7)]。このフリートークでは、参加者自身が抱える困難や現代社会の問題について互いに意見交換するなどの堅い話題が取り上げられることはなく、アニメ、ゲーム、映画、漫画など、趣味の話題が中心である。また、「誰が話しても、どんな話題を話してもいい」というゆるやかなものとして設定している。こうしたスタイルにしたのは、まずもって参加者が気負い無く話せるようにというねらいからである。フリートーク終了後は感想を書いてもらう。その後次回のスケジュールのアナウンスをして散会となるが、この後しばらくの間、休憩時間と同じように参加者とスタッフとの、あるいは参加者同士の自由なコミュニケーションが展開する。ここではじめて屈託無く他の参加者と話ができるようになる参加者も少なくない。

参加者の参加経緯は様々であるが、基本的にはとちぎサポステでの初回面談（インテーク）により“若者ミーティングに参加するのが適切だろう”と判断されたり、何回かにわたりキャリアカウンセリングなどを受けている中で、あらためて若者ミーティングへの参加を勧められるなどのケースが多い。また、ケース数としては多くないが、他の若者自立支援組織での活動に参加した時に若者ミーティングを知り、参加するようになったというケースもある[8)]。

若者ミーティングを進めるにあたっては、「ルール」が３つだけある。それは「何を話してもいいし、話したくなければ話さなくてもいい」、「相手の話を否定しない」、「あまり詮索しすぎない」というものである。若者ミーティングの目的ないし目標は、対人場面での緊張が高いメンバーたちが、とにもかくにも「その場にともにいる」ということである。“真面目な話題を選んで、立派な話をしなければならない”というような気負いは、はっきりとマイナスの効果しかうまない。むしろ当たり障りのない話、他愛もない趣味の話であっても、それがメンバーから否定されることがなかったと思えることこそが重要である。

---

7) 2016年１月現在、フリートークと並行してトランプやカードゲームを一緒に行うコーナーも設置している。難しいことを話すわけではないフリートークではあるが、緊張が高く、場になじめないメンバーもやはり存在する。そこで“一緒にいる”ことを可能にするべく、ゲームという対象を共有するという方法を導入した。このコーナーには毎回一定の人数が参加しており、参加当初は緊張し口数も少なかったメンバーが、回を重ねるごとに徐々に表情が和らぎ、自分から話すようになるなどの変化が生じている。

8) 栃木県では、引きこもりや不登校などの経験のある若者たちが中心となって企画された若者たちのイベントである「ワカモノフェスタ」が毎年開催されているが、そのスタッフ（若者ミーティング経験者）から「イベントでも若者ミーティングをやってもらえませんか」との依頼を受けた。いわば出張若者ミーティングであるが、そこに参加した若者が通常の若者ミーティングへも参加するようになったという事例がある。なお、2015年12月には第10回のワカモノフェスタが開催された。

3.3　若者ミーティングにおけるメンバーたちの変化

以上のような流れで若者ミーティングは進行する。そこに集うメンバーは、他者からどう見られているかを考えると不安になる、自分自身を肯定的にとらえることが難しいといった困難を抱えていることが多い。そうしたメンバーが集う若者ミーティングにおいては、当然ながら“活発なコミュニケーション”が展開するというわけではない。また、メンバーはコミュニケーションに長けているわけではないので、自分の趣味や意見を一方的に話してしまうことや、逆に一言も発言ができずにミーティングの場にいるという状況も多々生じる。

それでもなおミーティングに集うメンバーは、ミーティングに一定の価値を見出しているように思われる。ミーティング終了後に記入してもらう感想カードからは、参加当初は他者と関わることに不安を覚えていたメンバーが何回かの参加を経て徐々に変化し、自分が話したいことを話せるようになったり、ミーティングでメンバーと一緒にやってみたいことをリクエストするなど、自分の意見を主張できるようになる様子をみてとることができる。

だがこうした変化は、若者ミーティングでの活動を通してメンバー個々人のコミュニケーション能力が向上したからではない。もちろんメンバーの中には、スタッフでもある筆者の目から見ても“ここにこなくてももういいのではないか？”と思えるほどに、ミーティングにおける他のメンバーへのきめ細かい配慮や、決して押し付けにはならないが遠慮しているわけではないしっかりとした自己主張などができるようになっているメンバーも存在する。しかしそうした変化がすべてのメンバーに生じているかといえば、そうではない。それでもなお、若者ミーティングという場において、メンバーが変化している。そうした変化がどのように生じているのか、その変化にとってミーティングがどのような機能を果たしているのかについて、先に見たホネット承認論に照らして考えてみれば、次のようになるだろう。

まず指摘しておかねばならないのは、若者ミーティングに集うメンバーの多くがいじめられた経験、それをきっかけとした不登校や引きこもりという経験を有していることである。ホネットの承認論から見れば、こうした経験は私たちの自己信頼を傷つける。いじめやそれをきっかけとした不登校や引きこもりという経験において、それまではことさらに疑問に思う必要もなく進行していたはずの友人との関係や登校、社会生活などが否定されてしまう。こうした経験により、“自分は本当に今の状態でいいのだろうか”という、答えの出ない疑問と不安にとらわれてしまう。つまり、若者ミーティングに集う若者たちは、多少なりとも自己信頼が傷つけられており、自分に対していわば根拠の無い（しかしそれはそれで“健全”な）自信を持って自らの行為を行っていくことに困難を感じている状況にある[9)]。また“自分には居場所がない”と感じているメンバーも多い。つまり自己尊重に困難を抱えている。

若者ミーティングの場は、メンバーのこうした困難を徐々に和らげる。まず、メンバーは自己信頼のベースとなる情緒的気づかいに基づく関係性を再び（時には初めて）経験することができる。

また、自分と同じような経験を経てきたメンバーが相集う場である若者ミーティングに対して、メンバーが少なからず帰属意識を感じ、お互いを仲間と認識することができる。

このように、若者ミーティングという場における若者たちの変化は、自己信頼の回復ないし獲得として理解することができる。同時に、若者ミーティングのメンバーとして自分を肯定する、すなわち自己尊重を獲得するという変化も経験していると見ることができる。自己信頼の回復ないし獲得は、メンバーにとっては困難な課題である他者とのコミュニケーションに取り組んでいく際に必要な、いわば“根拠のない自信”のベースとなる。また自己尊重の回復とは、“所属を通したアイデンティティの獲得”と同義である。この種のアイデンティティが我々にとって重要であることは言うまでもない。

これらのことから、若者ミーティングには自己信頼と自己尊重を獲得する機会を提供するという機能があると考えられる。ただし、若者ミーティングのこうした機能は、スタッフによって形成されているわけではないことには注意が必要である。スタッフはあくまで若者ミーティングにおける最低限のルールを提示し、場を維持するだけである。そこでの実質的なやり取りや雰囲気は、メンバーたち自身が作り上げている。つまり、メンバーは社会的自立に向けて新たな一歩を踏み出していく際に必要となる自己信頼と自己尊重を、互いに関わりあうことを通して自分たち自身で作り上げ、獲得しているのである。そのことを踏まえるなら、若者ミーティングはそうした関わりあいの“うつわ”と理解するのが適切であろう[10)]。

---

9) ホネットは私たちの自己信頼が脅かされるような出来事を「形態の虐待、暴力的抑圧」と呼んでいる。彼によれば、自己信頼が欠如した状態においては、「自分の身体を自律的に調整する能力への信頼をあとあとまでそこなう」（闘争：178）。

10) 若者ミーティングという場は、例えば小中学校、高校、大学や、企業や行政機関などと同じような意味での社会集団ないし組織ではない。しかし重要なのは、特定の集団に属することで得られるメンバーシップと、それをベースとした自己承認である。メンバーの多くは同性・同年代の友だちとの関係（チャムシップ）を経験したことがなかったり、そこから排除された経験をもっている。そうした経験は、メンバーにとって隠したいことがら、いわば「スティグマ」（ゴフマン1963＝2001）となっている。メンバーはこのスティグマが露見することを恐れているが、若者ミーティングはそれが露見することを心配することなく（詮索し過ぎないというミーティングの「ルール」を思い出されたい）、安心して趣味などについて語り、場を共有し、メンバーシップを確認することができる場として非常に重要である。ゴフマンは、同じスティグマを持った人々が自分の姿を偽らないで他人と交流できる場所を「日陰の場所」と呼んだ。参加者にとって若者ミーティングの場はそれに当たろう。

4　A.センの潜在能力アプローチ

以上、ホネットの承認論に照らしながら、若者ミーティングにおいて生じているメンバーの変化を整理してきた。ここから見えてくるのは、若者自立支援活動の現場、すくなくとも居場所が、そこに集うメンバーの自己信頼の回復の場になっているということである。また、「若者ミーティングの仲間」という形でメンバーが自己認識をすることを通して、限定的ながら自己尊重を得る集団として機能してもいる。

一方で、若者ミーティングという場は、その場それ自体としては就労に直接結びつくようなスキルを提供しているわけではない。この事実をホネットの承認論にひきつけて考えるなら、若者ミーティングという場は、自己評価を獲得する場として機能しているとは必ずしも言えないということを意味するだろう[11)]。冒頭で述べたように、若者ミーティングという場及び実践が持つ意味は、就労実績という指標からだけでは、その意義を適切に評価することは困難である。我々は「承認を評価する」という課題に対してどのように取り組めばいいのだろうか。

筆者の見るところ、この課題に取り組む際に参考になるのがA. センの潜在能力アプローチである。潜在能力アプローチに関する議論を含む彼の議論は、福祉に関する政策やシステムの評価をする際に“必要であるとみなされた様々な財やサービスが公正に分配されているか、それによって個々人にいかなる効用や快楽が生じているか”という観点から行うのではなく、“個々人がどのような生活を送っているのか、送りえるのか”という、個々人の生活のあり方それ自体に注目し、それとの関わりで評価を行う枠組みを確立しようとするところに、その特質がある。この見方から若者自立支援活動の各種プログラムを見るとき、“就労に資するプログラムがどれだけ就労を実現したか”という観点からだけではなく、“若者自立支援活動プログラムを利用する若者たちが実際にどのような生活を送っているのか、送りえるのか”という、利用者の生活のあり方それ自体へと注目するという

11)　ホネットによれば、人が自己評価を獲得することにとって、自分自身に「業績や能力」（闘争：175）があることを示すことが必要である。彼は近代社会においては何が業績や能力であるのかについて、「あらゆる社会的な価値地平が原理的に解釈に対して開放されている」（闘争:174）として、業績や能力と認められる領域を幅広く設定してはいる。ただし同時に、そうした業績や能力として最もよく認められうるのは「賃金が与えられるとともに社会的にまともなものとみなされるような労働」（Honneth 2000＝2005：113）であるとも述べ、我々の社会において依然として労働という側面が自己評価と強く結びついていることを指摘している。その意味では、就労して自ら賃金を得て自立することと“直接”には結びつかず、いわゆる労働の現場とは切り離されて存在している若者ミーティングの場が自己評価を獲得する場として機能すると見ることは困難であるということにはなる。しかしホネット自身、「マルクス主義の伝統の中では、そしてホルクハイマーの場合でさえなお、社会における労働は歴史哲学的に社会を形成する要因としてあまりにも過大評価されてきた」（Honneth 2000＝2005：113）と判断している点には留意したい。

観点からも各種プログラムを評価する可能性を模索することができると思われる。そこで本節では、まずはA.センの議論の特質を浮き彫りにするべく、彼の潜在能力アプローチに関する議論を概括する。

4.1　非厚生的な側面への注目

我が国におけるセンの経済学に関する研究の第一人者である鈴村及び後藤（鈴村・後藤2001）によれば、センは正統派厚生経済学の帰結主義を批判する。帰結主義とは、ある政策やシステムがいかなる帰結をもたらすかにのみ注目し、政策やシステムを評価しようとする立場である。その際、そうした政策やシステムが各個人にどのような厚生や効用をもたらしたかにのみ注目し、非厚生的な側面を無視する考え方を、センは厚生主義と呼び、正統派厚生経済学はすべてこの厚生主義に陥っていると批判する。

それに対して、センは非厚生的な側面の重要性を強調する。非厚生的な側面とは、ある政策やシステムが個人にもたらす帰結としての厚生（快楽や欲求の充足､幸福の達成など）とは異なる事柄、例えば「個人の最小限度の《自由》に対する社会的な尊重」（鈴村・後藤 2001：23）のような､「われわれが理性的に追求すべき価値」（鈴村・後藤 2001：149）のことを意味する。

センはある政策やシステムから帰結する効用にのみ注目するだけでなく、政策やシステムの帰結としては導出され得ない諸価値―例えば人権の尊重―などをも扱える経済学をうちたてることを目標としている。こうした企てにとって重要な役割を果たすのが、彼の潜在能力アプローチである。

4.2　機能と福祉

センの潜在能力アプローチを構成する概念のうち､重要なキーワードは､「機能」と「福祉」である。センは福祉を経済学の観点からいかに取り扱うことができるかということをテーマにしている。彼はその中で従来の正統的な経済学の問題点を探り、彼独自の立場を作り上げているが､そこで登場するのが「福祉」に対して「機能」という観点からアプローチするという方法論である。以下、センの議論を概括していく。

まず、センは個人の福祉について、それは「その人の生活の質、いわば「生活の良さ」として見ることができる」（Sen 1992=1999：59）[12] とシンプルに定義している。人の生活が良い状態にあること、それが人の福祉が達成された状態である。センによれば「生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをすること）の集合からなっているとみなすことができる」（再検討：59）。この機能とは何か。彼は「適切な栄養を得

12)　以下、『不平等の再検討』からの引用は（再検討：ページ）と表記する。

ているか」「健康（な）状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「早死していないか」などといった基本的なもの（再検討：59）や、「幸福であるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」などといった複雑なもの（再検討：59）などを機能の例としてあげる。つまりは、“人がより良い状態で生きていくならば、そうなっていた方がいい”であろう、人のより良い生活を構成する様々な“状態”を、機能と呼んでいるのである。センは、「人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきだ」（再検討：59）と主張し、福祉の評価は人がどういう状態にあるか、どういうことをなしているかという「機能」の観点から行わねばならないと主張する。

こうした主張の背景には、正統的な厚生経済学がこれまで採用してきた効用アプローチに対するセンの批判がある。センは、効用アプローチについて以下のように述べる。

> 効用に対するいずれの見方も、（1）ひとの精神的な態度に全面的に基礎をおくこと、（2）そのひと自らの評価作業―ある種の生き方を他の生き方と比較して評価しようとする知的活動―への直接的な言及を避けること、という二重の性格を共有している。私は、この前者を「物理的条件の無視」と呼び、後者を「評価の無視」と呼ぶことにしたい。（Sen 1985=1988：34－35）[13)]

端的に言ってしまえば、効用アプローチにおいて、人の福祉すなわち良き生活がいかなるものであるかを判断する基準が“当人がどう感じているか”という主観的なものであること、当人が良いと感じている生活のあり方が本当に良いものなのか、別様の生活の可能性と比較するという視点が欠けていることを、センは批判している。

この効用アプローチの問題点は、例えば「食物に欠乏し栄養不良であり、家もなく病に伏せるひと」の福祉を評価しようとする際にはっきりとする。その人の生活の状態はあまりに酷い。しかし、だからこそ逆に「僅かな施しにも喜びを感じる」ことができるかもしれない。そうした場合、「幸福や欲望充足の次元では高い位置にいる」ことになってしまう。こうした状況は「極貧から施しを求める境遇に落ちたもの、かろうじて生き延びてはいるものの身を守るすべのない土地なし労働者、昼夜暇なく働き詰めで過労の召使い、抑圧と隷従に馴れその役割と運命に妥協している妻」などにも生じているが、こうしたひとびとの「窮状は平穏無事に生き延びるために必要な忍耐力によって抑制され覆い隠されて」しまう。その結果、「効用のものさしにはその姿を表さない」。つまり、効用はあくまで当事者の主観的な判断でしかなく、それは生活の実相を反映したものではないし、効用アプローチを採用する限り、そうした生活の実相を等閑視してしまう。センはここに、効用アプロー

13) 以下、『福祉の経済学』からの引用は（福祉：ページ）と表記する。

チの限界を見ている[14]（福祉：34－36）。

4．3　潜在能力アプローチ

以上のように、センは福祉に対する効用アプローチを批判する。その上で「ひとが快楽や苦痛を得るものがなんであるか、あるいはひとが現実に欲求するものがなんであるかを越えて、ひとの生活の現実的な（物理的・精神的）条件や、ひとの（現実的ないし仮説的な状況における）評価活動にまで考察を及ぼす必要がある」（福祉：36－37）と主張して、自らの潜在能力アプローチを展開する。

センは、潜在能力を「人が行うことのできる様々な機能の組合せ」と定義する。機能の組合せとは、人が生きている中で様々な状態にあるということを意味する。例えばある人が“適切に栄養を摂取できており”“自尊心を持っている”という二つの機能（人の状態）を実現できている場合、その人は良き生活を送っていると考えられる。また別の機能の組合せが実現できたなら、また違った形で良き生活を送ることもできるだろう。このように、潜在能力はただ一つに固定されているのではなく、機能の組みわせに応じて複数ありうる。こうした潜在能力の性格について、センは「潜在能力は『様々なタイプの生活を送る』という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる」と表現している（再検討：59－60）。

センは潜在能力を以上のように定義したうえで、福祉と潜在能力の関係について「「達成された機能」が人の福祉を構成しているとすると、潜在能力（すなわち、ある個人が選択可能な機能のすべての組合せ）は、「福祉を達成するための自由（あるいは機会）」を構成している」（再検討：60）と述べる。

ある人においていくつかの機能が達成される。その機能の組合せによって、人が良き生活を実現する。それが福祉の達成である。人は選択可能な機能をいくつか有しており、その組合せの範囲内で、自らの福祉を達成することができる。つまり潜在能力は、その人がいかなる福祉を達成できるのか、その可能性の広がりないしベクトルを表しているのである。

センはさらに「少なくとも特定のタイプの潜在能力は、選択の機会が増すとともに人々の生活を豊かにし、福祉の増進に直接貢献する」（再検討：61）とも述べる。つまり特定の潜在能力が達成されることが、そのまま福祉の達成とみなしうるということである。先

14)　センは、効用アプローチのこの限界は、個々人においてのみならず、個人間で福祉の達成度を比較するような場合により顕著にあらわれると考えている。例えば「過大な欲望をもたないような習い性を身につけ、些細なことにも喜びを見出す個人」（個人１）と「（もっとくったくのない環境に育った）個人」（個人２）とを比較した場合、個人１は個人２よりも「食糧・衣服・家屋・医療などに関してはるかに欠乏しているにも拘らず個人２よりも幸福であり、しかもその欲望充足の程度も高い」ということになる。効用アプローチは、ここで個人1の方がより高い福祉水準をもつとみなさざるを得ないのである（福祉：36-37）。

に見た「十分な栄養を得られていること」などは、個人の福祉すなわち良き生活の実現にとっては「本質的に重要なもの」（再検討：60）であり、それが達成されることは福祉の増進そのものであるとセンは考えている。

センによれば、この潜在能力は「人の到達可能な範囲の様々な機能に関する情報を与えてくれる」（再検討：61）。個人がいかなる状態になることが福祉の達成なのかについては様々に考えることができるが、それは潜在能力として示されているのであって、個人の福祉すなわち良き生活のあり方を考える際に参照しうる情報源となりうるのである。

潜在能力のこの特質は「従来の個人及び社会評価のアプローチ、すなわちロールズの評価システムにおける「基本財」、ドゥウォーキンの社会分析における「資源」、GNP・GDPあるいは「名前付きの財ベクトル」に注目する分析に見られるような、「実質所得」に基づくアプローチとは決定的に異なっている」（再検討：61－62）。その差異について、センは次のように述べる。

> これらの変数は、すべて福祉や他の目的を達成するための道具に関わっており、自由への手段とみなすことができる。これとは対照的に、機能は福祉の構成要素であり、潜在能力はこれらの構成要素を追求する自由を反映している。（再検討：62）

ここでいう「実質所得」とは何か。上でも取り上げられているロールズの基本財を例にとって考えてみよう。センによれば、基本財には「所得、富、機会、自尊心を持てるための社会的基礎」（再検討:11）などが含まれている。センの見るところ、ロールズの議論においては、福祉はこれらの基本財が平等に分配されることをもって達成される（再検討:48）。

ロールズのこの議論は、先述した効用アプローチとは異なる。効用アプローチにおいては人が幸福であると感じていること、欲望が充足されていると感じていることという主観的な認識を重視する。しかしそれでは、人々が実際に良き生活をおくるために必要な資源が何かを検討したことにはならない。これに対して、ロールズは基本財という具体的なものに注目することで「物質的条件の無視」という効用アプローチの問題点を克服しているのである。

しかし突き詰めて言えば、ロールズが重視する基本財もまた、あくまで各個人が自らの良き生活を達成することにとっての手段にすぎないものであり、達成されるはずの良き生活そのものを扱っているわけではない。このことがはらむ問題性について、センは次のように述べる。

> 基本財を自由の確保のために用いる能力や資質に恵まれていない人（例えば、身体的・知的な障害のため、様々な形で病気がちであるため、あるいは、ジェンダーに関

> 連した生物学的・慣習的な制約のため）は、そうした制約がない人に比べて、全く同じ基本財を保有していたとしても、不利な状態にある。正義の理論は、すでに議論したように、この差に十分な注意を払うべきである。私が提示したアプローチが、ロールズの理論を援用しつつも批判する、すなわち公正と責任についてのロールズの啓発的な分析を援用しながらも、それを用いて彼の基本財保有への際立った依存を批判する理由はここにある。（再検討：233－234）

同じ基本財を有していても、それをどのように使うことができるのかは人によって異なる。例えば任意の個人A、Bが同程度の所得を獲得したとする。Aは身体的・知的に高い水準にあり、Aは所得を書籍の購入など文化的な活動に振り向けるかもしれない。一方Bは身体的な障害を有しており、書籍を購入したいと思ってはいるが、障害を有することで被る社会的な不利益（それは第一義的に、当人の自己責任に帰することはできない）の解決のために所得を振り向けなければならず、書籍の購入を断念せざるを得ないかもしれない。この両者を全く同じ意味において福祉が達成されていると理解することは困難である。つまり、基本財などによって福祉を捉えようとする立場は、人々がどのような生活を実際に送っているのかという点に目を向けることが出来ない。センはそのことを指摘しているのである[15)]。

では潜在能力アプローチにおいては何を評価の対象にしなければならないのか。このことについて、センは次のように述べる。

> 福祉への効用に基づくアプローチを棄却した後、さらに議論を進めるためには、その棄却の根拠がなにかという点に注意を払う必要がある。われわれは、ひとが快楽や苦痛を得るものがなんであるか、あるいはひとが現実に欲求するものがなんであるかを越えて、ひとの生活の現実的な（物理的・精神的）条件や、ひとの（現実的ないし

15) 本文において引用した、ジェンダーに関連した生物学的・慣習的な制約が不利な状態を引き起こすという問題については、センがセングプタと実施した調査研究の結果が示唆的である。調査にはクチュリー村とサハジャプル村という二つの村における子供の栄養調査が含まれていた。調査の結果、土地改革が行われたクチュリー村の子供の方が土地改革がほとんど行われなかったサハジャプル村の子供よりも栄養状態が良かったことが明らかになった。この結果だけなら、土地改革に伴う経済状態の変化と子供の栄養状態の関係として議論すればいいかもしれない。しかし女児に限って調査結果を見ると、「両村とも女児はどのレベルをとっても栄養失調の程度が一層甚だしかった」ことが明らかになったのである。この結果について、センは「インド女性が最も基本的な機能と潜在能力に照らして劣悪な地位にあるということが確認されたと思われる。この種の研究は決定的なものとは見なし難いものの、ここに見出されたインド女性の「機能ギャップ」の証拠は、この問題をインドの経済と社会の研究における重要課題のひとつと見なすに十分である」（福祉:125－126）と結論づけている。

仮説的な状況における）評価活動にまで考察を及ぼす必要があるのである。

（福祉:36-37）

センの潜在能力アプローチは、人々が実際に獲得する資源やその配分という問題を直接には扱わないがゆえに迂遠に見える。しかしその実、彼の眼差しは福祉すなわち人々の良き生活のあり方そのものへと向けられていると言ってよい[16]。さらに、センは自らの潜在能力アプローチにおいて取り扱うことになる様々な機能について、ロールズの基本財のように比較的少数で固定的なもの、ケース横断的に使用することができるようなリストを用意できるようなものではないと考えている。

例えば「ある種の福祉の分析（例えば、発展途上国における極度の貧困を取り扱う場合）において、比較的少数の中心となる重要な機能（および、それに対応する基本的な潜在能力、例えば、栄養状態がよいこと、風雨をしのげる住居に住んでいること、予防可能な病気にかからないこと、早死しないこと、など）だけで、かなりのことを主張することができる」（再検討:64）。これはたしかにそうだろう。しかしそうした機能が曲がりなりにも達成されているような状況下での福祉を分析する場合には、先に見た機能はすでに達成されているものであり、その文脈では、福祉すなわち人の良き生活を分析する上で必ずしも重要な意味をもつことはない。そうした状況下ではむしろ、「友人をもてなす能力・会いたいと思う人の近くにいる能力・コミュニティ生活において役割を果たす能力」や「自分の衣服を恥じることなく生きる能力」など、別のタイプの機能が非常に重要な意味を持つことになる（福祉:66）。

このように、機能のリストに定番はないし限定されているわけでもない。どの機能が検討対象となるかは、福祉の評価のプロジェクトごとに検討され、選定されることになる。「潜在能力アプローチは、評価のための適切な機能を特定することから始まる」（再検討:65）のである。「実質所得」は個々のおかれた状況とは無関係に測定しうるものである。しかしそれは、個々人の福祉すなわち良き生活の具体的なありかたそれ自体とイコールではない。それに対して潜在能力アプローチは、機能や潜在能力を評価する。そのことは、取りも直さず潜在能力アプローチが個々人の具体的な生活そのものへとアプローチしていることを意味しているのである。

16) 「潜在能力アプローチが功利主義者、もっと一般的には厚生主義者の評価と異なる点は、（単に効用をもたらすからとか、効用をもたらす程度に応じてというのではなく）様々な行為や状態、それ自身が重要であるとする余地を残しているところにある」（再検討:63）。

5　若者自立支援活動における「承認」の位置をめぐって

5.1　“手段”としての承認？

ここまで、A.ホネットの承認論を概括し（2節）、その議論を手がかりに若者ミーティングが持つ意味を検討した（3節）。ついで若者ミーティングという場を正当に評価しうる基礎視角を得るべく、A.センの潜在能力アプローチを概括した（4節）。最後に、センの議論に基づきながら、我々（若者ミーティングをはじめとした若者自立支援活動に実際にコミットしている人も含む）が若者自立支援活動における居場所プログラムをどのように評価することができるのかについて考えることにしたい。

若者ミーティングにおいてメンバーが獲得している自己信頼および自己尊重という承認のあり方の重要性については、すでにホネットの議論に照らしながら検討したが、さらにセンの議論からもその意味について検討してみよう。若者ミーティングに集うメンバーの多くは、これまでの生活の中で承認経験が乏しかったり、いじめなどによって承認が剥奪されるという危機を経験している。承認をめぐるこうした経験をセンの潜在能力アプローチから捉えるならば、それは機能に相当しよう。すなわち承認を経験している／剥奪されたという“個人の生活の中でのある状態”である。メンバーの現在の状態を形作っている要因は様々にありうるが、この機能が達成されてこなかったことがその一つであることは間違いない。センの議論になぞらえて言えば、若者ミーティングは“自己信頼や自己尊重を得ていること”という人の福祉の達成において重要な機能を提供する場、あるいはメンバー同士の関わりを通して結果的にそうした機能を生み出していく場と結論付けることができる。

ただし、センの議論を手がかりに若者ミーティングという場の意味をこのように結論付けることができるとしても、そのことだけでは十分ではないように思われる。本稿の冒頭で見たように、現在若者ミーティングも含めた若者自立支援活動は、“就労実績”という指標からのみ、その効果が測定されている。その結果、就労に直接結びつかない活動については、その意義を主張することが難しいという状況が生じている。この問題に対して、我々はセンの潜在能力アプローチをふまえて何が言えるだろうか。

まずセンが言うように、承認を得ているという機能を「手段」として評価するという立場を取ることが可能である（再検討：61）。若者ミーティングの場でメンバーが自己信頼や自己尊重といった承認を得ており、それが例えば就労へ向けてハローワークに出向くなどの変化をもたらしたなら、承認は役にたった、というわけである。

このような評価の仕方は、若者自立支援活動に従事していたり、そこでの出来事に精通しているわけではなくても理解可能である。しかし、この評価の仕方には問題がある。この種の評価の背後には、“手段として機能していないなら承認には意味は無い／承認を支

援する必要はない”という態度が隠れているからである[17]。

筆者の見るところ、この態度はセンが批判する効用アプローチに近しい。端的に言えば、当事者にとって必要な機能への支援をすることなく、結果としての就労という観点から必要だと考えられる支援を押し付けることになってしまう。これは支援のミスマッチであると言わざるを得ない。それにもかかわらず、“せっかく支援しても効果がない”という評価をすることになってしまう。これはいわば、効用アプローチの限界とも言える。

しかししばしばこのような見方が採用され、若者ミーティングをはじめとする居場所プログラムの意味は等閑視される。そこで起きているのはどのようなことなのか。居場所プログラムを適切に評価するためにはどのような視点が必要なのか。最後にこの点について検討して、本稿を閉じることにしたい。

5．2　それは誰の機能か―福祉としての自由とエージェンシーとしての自由

前節で見たように、センの潜在能力アプローチにおいて重要なキーワードであり分析単位であるのは機能である。筆者の見るところ、センは“Aという機能がBという機能に優先する”などの具体的な機能のランク付けをしているわけではないし、ランク付けするための手法を提示しているわけではない。それは前節で見たように、第一義的には個々人がどのような生活環境にあるのか、どういう能力を有しているのかによって、それぞれに達成されている機能、必要とされるはずだが獲得されていない機能などが異なるためである。

しかし筆者の見るところ、潜在能力アプローチにおいて“個々人にとって重要な機能が何かを見定めていくための基本的な態度”については､彼が展開する「福祉としての自由」と「エージェンシーとしての自由」の区別という議論を検討することで多少なりとも抽出することが可能であるように思われる（再検討：85)。

まず、ここまでのセンの議論において登場する機能とは、当然のことだが「その人自身

17)　センの言う機能およびその組合せとしての潜在能力、その集合としての潜在能力集合はベクトルであり、一定の範囲がある。筆者の見るところ、その範囲は固定的なものではないし、ベクトル内にある潜在能力および機能のどれが優先されるのかということについても、分析しようとする具体的な個人の布置状況（個人の生育歴、家族及び他者との関係、社会の諸制度など）によって変化しうる。筆者のこの見方は、盛山（盛山 2006）の「満たされるべき「潜在能力」が何か客観的に存在しているかのように思っている人が多いが、それは錯覚である」（盛山 2006：154）という指摘とも重なるように思われる。また盛山による「潜在能力という概念は、何か経験的なものとして確定できるものではなくて、それ自体がすでに規範的な構想を内包している」という指摘は潜在能力について考える上で重要である。我々の福祉がどれだけ達成可能であるか、その範囲は潜在能力集合に依存する。人はその範囲内で福祉を達成する自由を得ることになる。センはこの自由に関して、「自由というものは、善き社会構造にとっては手段としてだけではなく、本質的に重要なものとみなされるべきである」（再検討：61）と述べるが、“それがなぜそのように要求されてしかるべきか”については必ずしも明示されてはいない。この問題をどのように考えるかについては、本稿の課題を超えてさらに検討が必要であろう。

の福祉にとって直接価値のある機能」（再検討：85）、すなわち“それが達成されることで実際に良き生活を実現しうる個人の機能”である。しかしその機能は、“いつでもどこでも、他のすべての人にとっても”等しく重要な機能であるというわけではない。この点はすでに見たことであるが、それに加えて、センは“ある機能の実現を願う人”と、“その機能の実現を支援しようとする人”の間にも、どの機能が重要かに関する認識の差異が生まれうることに、事実上注目している。センはこのことを「福祉」と「エージェンシー」の違いとして論じている（再検討：85）。

ある個人が「母国の独立」や「自分の地域社会の繁栄」など「何か広い目標」を追求するとする。センは、個人が自分の福祉すなわち良き生活ではないことがらを目標として設定しうるという側面を「エージェンシー」と表現している。その際、エージェンシーとしての個人の行為はどのような観点から評価しうるだろうか。センはこの点について、個人がエージェンシーとして設定した「その目的に照らして評価するのであって、自分の福祉にどのくらいプラスになるのか、という点から評価するわけではない」（再検討：85－86）と判断している。このことから分かるのは、センが“自分の福祉に直接関係することではない事柄を行為の目標としている個人（エージェンシー）”と“自分自身の福祉を追及しようとしている個人”という、二通りの個人を設定していることである。センはこの差異は「エージェンシーとしての自由」と「福祉のための自由」の差異であるとして、それらの関係を次のように整理する。

まずひとつ目の関係は、エージェンシーとしての自由が促進されるが、福祉のための自由が減少するというものである。この例としてセンがあげるのは、「私が防ぎたいと思う犯罪の現場から遠くはなれたところにいるのではなく、その犯罪の現場にたまたまでくわした」（再検討：90）というものである。この状況では、“自分自身が達成しようとしていること、すなわち犯罪の防止という営みにコミットできるチャンスができた”という意味でエージェンシーとしての自由は増大する。しかし、自分自身の身の安全が脅かされるという意味で、福祉のための自由は減少する。また、犯罪の現場に遭遇しても「介入せずに立ち去ることができる」（再検討：91）こともある。この場合、身の安全を確保できているので、福祉（危険を回避することができている）を達成したということになる。しかし、現場にいなければ享受し続けられたであろう「心地よさ、つまり安全でいることや罪の意識を感じないでいられる心地よさ」（再検討：91）を味わうことができなくなってしまう。その意味では、福祉のための自由が減少する。

ふたつ目の関係は、福祉のための自由に資する機能が増大しても、それをエージェンシーとしての自由の達成に振り向けるために、当該個人の福祉が達成されないというものである。例えば、「自分自身の福祉を犠牲にしてでも、ある極めて貧しい国に出かけて働こうという気持ちはあるが、そんな遠くの国に行くための手段や機会がないために、それができない

医者」が、所得があがったことによって、自分自身の福祉の達成ではなく、「自分自身の福祉を犠牲にして、遠く離れた土地に行って苦しんでいる人の幸せのために精力的に仕事をする」という選択をしたとする（再検討：92）。この場合、エージェンシーとしての自由は当然増大する。しかし福祉としての自由は減少し、福祉の達成水準は下がるということになる。

センはこのように「エージェンシーとしての自由」と「福祉としての自由」が単純に一致するわけではないことを指摘している。「エージェンシーとしての自由」と「福祉のための自由」が異なること、言い換えれば自分以外の何かに対して働きかけようとする人が必要としている機能と何らかの支援を必要としている人において欠如したり不足したりしている機能とは異なる。

エージェンシーが追究しようとするものは、自らの福祉の向上に資する機能ではなく他者の福祉の向上に資する機能である。その機能は、エージェンシーがいわば内観的に自分自身を観察することによって明らかになるようなものではない。それはまさに、支援を必要とする当事者の生活にアプローチし、時には「非市場的な直接的観察とアンケート」（福祉：66）などをも利用しながら、支援の現場ではじめて浮かび上がってくるものである。

5．3　当事者の機能の把握へ

筆者は、センのこの指摘をふまえて、若者自立支援活動の現場における“評価”がはらむ困難について考えることができるのではないかと判断している。すなわち、「エージェンシーとしての自由」と「福祉のための自由」の取り違え、あるいはエージェンシーとしての自由による福祉のための自由の意図的な書き換えとでも言うべき事態として、就労実績へと評価の指標が一本化されるという事態を捉えてみる必要があると考えている。

センは、エージェンシーとしての自由と福祉のための自由は必ずしも一致しないと判断している。その不一致はどこでどのように生じているのか。そのことを考えてみると、それはある個人のいわば内部に存在する“エージェンシーとしての側面”と“自分自身の福祉を追求する側面”との関係において生じていることが分かる。そうした個人内部の問題としては、確かにトレードオフが見られるかもしれない。

しかし“エージェンシーとしての個人”すなわち他者の福祉の達成に取り組むいわば支援者としての個人の機能と、“そうした支援を受けて自らの福祉を達成しようとする個人”すなわち被支援者ないし福祉に関する困難を有している当事者の機能とが異なるものであったにしても、そうした差異が生じるのはある意味で当然であるし、それを不一致と表現して問題視する必要もないのは明らかである。若者自立支援活動の現場で支援を行っている個人は、自分自身においてはすでに達成されており、自分自身の福祉を向上させるような機能ではないとしても、それが被支援者の福祉の向上に資するのであれば、否、その機能が達成されていることそれ自体が福祉すなわち当事者の良き生活を構成するのであれ

ば、それとして評価をすることができる。

この観点からすれば、承認という出来事は、それ自体が当事者の福祉を構成する機能として捉えられ、評価されてしかるべきということになる。しかしそうした承認という出来事を等閑視し、就労実績という指標からのみ若者自立支援活動の成果を測定する。それは当事者の事情とは無関係に機能と潜在能力を設定した上で、投入した資源がどれだけの効果をあげたかという観点から測定するという営みなのである[18)]。

これは端的に言えば、センが厳しく批判した効用アプローチである。例えばPC教室やインターンシップ、職場体験など、若者自立支援活動の定番メニューを充実させ、就労実績からその効果を測定する。これらのプログラムは、それ自体間違いなく重要なものである。しかしそのプログラムが実現する機能（例：就職に役立つレベルにまでPC操作に習熟する）と、それを得る／提供される人が必要としている機能（例：面接に行って面接者と目を合わせることができるようになる）とがミスマッチを起こしている可能性がある。効用アプローチからは、投入した支援に見合う効果が上がらないと評価されてしまう。しかし潜在能力アプローチからすれば、それは潜在能力を当事者の観点から分析できていないという、支援者側のミスないし限界として捉えられるべき事態となるのである。

筆者は、この点をさらに検討する必要があると考えている。いわば当事者の事情とは無関係に外挿された「役に立つ」という観点からのみ支援の成果を評価するという見方を相対化することが必要である。もちろん、役立つことそれ自体を否定するのではない。何がどう役立つのかを明らかにする作業に支えられてこそ、支援は実りあるものになる。そのためにも“その人が何を達成しているのか／達成しうるのか／達成できていないのか”をつぶさに見ていくこと、そしてそれぞれの“現場”に集う当事者が必要とする機能の組合せとしての潜在能力、そしてその広がりないしベクトルを見定めていく作業、すなわち若者支援活動の現場で“当事者の福祉のための自由を構成する機能のリストを見定める”という作業[19)]が必要になるのである。

---

18) こうした“評価”ないし“批判”は、“他の国では飢えている人がいるのに、この若者たちは甘えている”などの批判と同型である。それらの批判は、“深刻な貧困に直面する国や地域への支援など、人の機能として何を想定するかについて相対的にシンプルに考えることができる事例において見定められた機能のリストをそのまま日本の現在の状況に当てはめる”ことによって可能となっている。これは端的に言えば評価の対象となりうる機能を見誤っているということであるし、思考停止でもある。

19) この作業に関して、若者ミーティングを実質的に運営してきたスタッフたちが培ってきた、若者ミーティングに集うメンバーの変化を評価する眼差しが示唆的である（山尾 2015）。スタッフたちは、その経験を通して“若者ミーティングに集うメンバーにおいてこれまで何ができなかったのか、メンバーは何を望んでいるのか、そして何が今できているのか”という観点からメンバーの状態を評価するというやり方を生み出している。スタッフたちのこうした観点は、人の機能すなわち“生の状態”へと着目するという、センの潜在能力アプローチに近しいものと考えることができる。この眼差しは、決して単なる現状肯定ではない。

付記：本研究はJSPS 科研費26381140の助成を受けたものです。記して感謝いたします。

参考文献

［1］Honneth, A. 1992, *KAMPF UM ANERKENNUNG Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*, Shurkamp Verlag.（＝山本啓・直江清隆訳 2003,『承認をめぐる闘争 ―社会的コンフリクトの道徳的文法』, 法政大学出版局.）
［2］―― 2000, *DAS ANDERE DER GERECHTIGKEIT Aufsätze zur praktische Philosophie*, Shurkamp Verlag.（＝加藤泰史, 日暮雅夫他訳『正義の他者――実践哲学論集』, 法政大学出版局.）
［3］村澤和多里・山尾貴則 2009,「若者たちの「孤立化」と「回復」をめぐって―地域若者サポートステーションの取り組みを通して考える―」,『生活指導研究』26, 79-99.
［4］村澤和多里・山尾貴則・村澤真保呂 2012,『ポストモラトリアム時代の若者たち 社会的排除を超えて』, 世界思想社.
［5］内閣官房行政改革推進本部事務局 2013,「「秋のレビュー」（３日目）若者就職支援に関する事業（地域若者サポートステーション関連事業）」, 内閣官房行政改革推進本部.
［6］盛山和夫, 2006,『リベラリズムとは何か　ロールズと正義の論理』, 勁草書房.
［7］Sen, A. 1985, *COMMODITIES AND CAPABILITIES*, Elservier Science publishers B. V.（＝鈴村興太郎訳 1988,『福祉の経済学 財と潜在能力』, 岩波書店.）
［8］―― 1992, *INEQUALITY REEXAMINED*, Oxford University Press.（＝池本幸生, 野上裕生, 佐藤仁訳 1999,『不平等の再検討――潜在能力と自由』, 岩波書店.）
［9］下野新聞 2014年３月２日朝刊,「サポステ「行革」で暗雲 若者支援､関係者ら困惑」, 下野新聞社.
［10］鈴村興太郎･後藤玲子, 2001,『アマルティア･セン――経済学と倫理学――』, 実教出版株式会社.
［11］Winicott, D.W. 1965, *The Muturational Processes and the Facilitating Environment*, London.（＝牛島定信訳 1977,『情緒発達の精神分析理論』, 岩崎学術出版社.）
［12］山尾貴則 2009 ,「A. ホネット承認論の検討―規範的社会理論から経験科学へ―」,『作新学院大学人間文化学部紀要』7, 作新学院大学人間文化学部, 3-23.
［13］―― 2011,「地域若者サポートステーションにおける若者支援活動の特質―とちぎ若者サポートステーションスタッフへの聞き取りから―」,『作大論集』1, 作新学院大学, 251-267.
［14］―― 2015,「若者自立支援活動の成果をいかに評価するか―「若者ミーティング」スタッフへの聞き取りを通して考える―」,『作大論集』5, 作新学院大学, 345-367.